

## よくある質問

No.	カテゴリ	質問	回答
1	受付	町外の施設に入所したいです。	申請時点で住所が町内にあれば申込は可能です。その場合受付は町役場になります。
2	受付	現在町外に住んでいるが数か月後に高島町に転入し、保育園に預けたいのですがどのようにすればよいでしょうか。(逆の場合も含む)	高島町に転入予定であれば高島町福祉こども課にてお手続きください。 高島町外に転出予定である場合、自治体によっては転出予定地ではなく高島町窓口で申請手続きを行う必要がある場合がありますのでご相談ください。
3	受付	一斉申込の申請書の配布期間前だが取りに行つてもいいでしょうか。	施設は準備が完了していない可能性があります。配布開始日以降に取得ください。 町窓口では9月上旬には準備しておりますので、早期に必要な場合は町窓口までお越しください。
4	受付	一斉申込は9月(期間外)にしてもよいでしょうか。	こちらは期日どおり10月1日から末日までになります。
5	受付	11月以降に生まれる幼児も一斉申込してよいでしょうか。	当年度2/1までに出生予定であれば出生前受付をいたします。
6	受付	保育所に入れるか否かはいつ頃教えてもらえますか。	入所申込の締め切りは入所希望月の前月5日までになります、その時点で人数に空きがあれば、園で面接を行います。 その後可能であれば内定通知を入所月の前月末に郵送致します。 ただし、入所が難しい場合は施設に確認次第すぐに連絡します。
7	就労証明書等	就労証明書・申告書はどこにありますか。	就労証明書等は町福祉こども課、町内児童施設、町HPで取得可能です
8	就労証明書等	きょうだいで保育施設に入所していますが就労証明書・申告書はそれぞれつける必要がありますか。	御きょうだいのいづれかに1部つけていただければ大丈夫です。
9	就労証明書等	8月に就労証明書を提出しましたが、10月の現況届や新規入所申込をする場合、再度必要になりますか。	就労状況にお変わりない方で、3ヶ月以内に出した就労証明書を出していった場合不要です
10	就労証明書等	就労証明書の就労実績には有給は含まれますか。	含まれます。
11	就労証明書等	就労実績は産休などで実績がない日もカウントされますか。	給与が出ている場合を除きカウントされません。直近で実績のある3か月分を記入ください。 就労が3ヶ月に満たない場合には空白があつて構いません。
12	就労証明書等	雇用期間が有期で日々切れる場合、就労証明書の提出は必要ですか。	保育認定の継続には就労等の確認が必要なため、更新された場合要提出が必要です ただし毎月更新のように極端に短い期間での有期雇用の場合は、就労状況に変りがなければ、4月と10月のように半年毎提出ください。
13	就労証明書等	自営業の場合就労証明書はどのように記入すればよいでしょうか。	ご家族で事業主となる方に記入していただいてください。
14	入所の認定(全般)	世帯異動(離婚、離職など)がありました。手続きは必要ですか。	必ず手続きは必要となります。
15	入所の認定(全般)	認定変更や世帯異動の報告はいつまで行えばよいでしょうか。	原則適用前月の15日までに就労証明書などを出してください。書類提出が遅くなる場合はご相談ください。
16	入所の認定(全般)	保育認定の短時間と標準時間、教育認定の違いは何ですか。	保育認定の短時間と標準時間は保護者の就労等の状況より認定、教育認定は満3歳児であれば要件がありません。 ・預かり時間 保育標準 7:15～18:15(施設によって多少違いあり) 保育短 8:30～16:30 教育 9:00～15:00(施設によって多少違いあり) どの認定も預かり可能時間を超過すれば延長料金(各施設徴収)が発生します。
17	入所の認定(全般)	保護者の保育要件が月途中で変わった場合、どうすればよいでしょうか。	認定は原則月途中で変更することはできません。 基本的に標準時間の要件を優先し、月途中で育児休業に入つても、その月は標準時間とし、月途中で育児休業が終わった場合も標準時間となります。

No.	カテゴリ	質問	回答
18	入所の認定(育児休業・出産)	現在育児休業中だが子どもを預けることは可能ですか。	入所の次月までに就労するのであれば可能です。
19	入所の認定(育児休業・出産)	里帰り出産のため、一時退園し、そのあとまた同じ施設に入所したいのですが、その際継続して保育認定を受けることは可能ですか。	一度退園されて、再入所を希望する場合は完全新規入所の扱いとなります。育児休業を入所の翌月まで終了する場合など通常の保育認定要件に該当すれば可能です。
20	入所の認定(育児休業・出産)	育児休業による保育認定は、出産時に退職していても適用となりますか。	適用なりません。ただし、求職中の要件としては可能です。
21	入所の認定(就労・求職)	現在仕事をしていませんが、子どもを預けたら仕事探しをはじめたいと考えています、それでも入所は可能ですか。	入所から3ヶ月間は求職状態として入所が可能です。
22	入所の認定(就労・求職)	短時間就労ですが、仕事時間の都合上どうしても短時間の送迎に間に合わないがどうすればよいでしょうか。	町福祉こども課にご相談ください。
23	入所の認定(就労・求職)	実は数ヶ月前に退職(就職)していました。	原則世帯異動は、町で把握した次月から認定変更、保育料の変更が行われるため、認定変更の遅れは行われません。ただし退職された場合は離職した次月から有効期間が起算されます。
24	入所の認定(就労・求職)	仕事が見つからず、求職期間を超過しそうです。	町福祉こども課にご相談ください。
25	入所の認定(就労・求職)	月の末頃急遽離職することとなったが保育認定は可能ですか。	その場合は保育の必要性の要件が存在しない状態となるため、次月から保育認定自体ができないになります。ただし、応急的な措置として書類が出てなくとも求職状態として一時的に認定を行います。
26	保育料	保育料を教えて欲しいのですが。	税情報の閲覧を許可いただければ、お伝え可能です。 4月から8月までは前年度の所得税(父母合計)、9月から3月までは今年度の所得税をもとに算定されます。
27	保育料	産後休暇等で収入が少なくなったが保育料の減免は可能ですか。	保育料の算定時期の都合上、年度内の減免はありません。ただし、当年度の所得情報は次年度の9月以降に適用されるため、保育料が減額されることがあります。 ※ただし緊急保護や災害などの場合はご相談ください。
28	保育料	幼児教育無償化の範囲について教えて欲しいです。	保育認定(8時間から11時間の保育)の場合だと3歳児クラスから教育認定(朝から昼過ぎまでの保育)だと満3歳を迎えた次の月から保育料が無償となります。
29	保育料	第二子は半額になると聞いたのですが。	同時入所の場合は第二子が半額、第三子は無料となります(※)。同時入所でなくとも18歳未満の第一子から数えて第三子以降は償還払いによって無料となります(要申請) ※保護者の収入によっては基準が緩和されます。
30	保育料	9月から保育料が大きく変化したがなぜでしょうか。	保護者の方の収入の変化が要因となります。 毎年9月に保育料を算定するための住民税情報の切替が行われます。 4月から8月までの保育料については一昨年の収入を参照し、9月から3月までの保育料については昨年の収入を参照します。 そのため、育児休業の期間があると保育料が減少することがあります。
31	保育料	4月は保育料切り替えはないはずですが、保育料が変化しているがなぜでしょうか。	以下の要因が考えられます。 ・多子判定となっていた上の兄弟が卒園した、もしくは進級した。 ・認定変更があった ・特別認定区分に変化があった ・児童の進級により無償化対象もしくは副食費免除対象となった。 ・確定申告により保護者の所得税情報が変化した
32	事務関係・その他	保育所における年齢の定義を教えてください。	保育認定における年齢の定義は年度初め4月1日時点の年齢となります。 教育認定についても基本的に年度初め4月1日時点の年齢となりますが、2歳児に限っては3歳を迎えた次の月の1日が年齢の基準となります(2歳児クラスは存在しない)
33	事務関係・その他	各園の評判を教えてもらってもよいか。	申し訳ございませんが、各園の評判についてはこちらでは把握していないためお伝えできません。

No.	カテゴリ	質問	回答
34	事務関係・その他	育児休業延長のため、保育所に入れなかった証明書を出してもらうことは可能でしょうか。	可能です。ご相談ください。
35	事務関係・その他	一時預かりについてはどうすれば利用できますか。	一時預かりは各施設で申込受付を行います。そのため一時預かりを利用するにあたっては保育認定は不要です。 リフレッシュ目的でも可能です。ただし要件によって月に利用できる日数が違います(最大でも月14日程度) 原則利用ができるのは保育所等に通わないお子さんのみですが、例外的に里帰り出産で一時預かりの必要がある場合には申請可能です。
36	事務関係・その他	ならし保育はどれくらいの期間になりますか	保護者の方と相談し決定します。3歳児以上だと短くて3日か4日、乳幼児では2週間以上になる場合があります。 以上は目安です。お子さんの状況や育児休業の取得状況によってはならし保育の期間が延びる場合があります。